

株式会社の皆様へ

役員の変更の登記を 忘れていませんか？

会社法施行後10年を迎えました。



フクちゃん ©2004 福島地方務局

法務省HPリンク http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00091.html

公開会社ではない株式会社（発行する株式の譲渡について会社等の承認を要する旨の定款の定めがある株式会社）の取締役及び監査役の任期は、定款で定めることにより、最長で選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができるかとされています。

会社法施行後（平成18年5月1日以降）に取締役及び監査役の任期を伸長している株式会社については、任期が満了する時期を再度御確認いただき、本年の定時株主総会の終結で任期が満了する場合には、定時株主総会における取締役、監査役等の選任、取締役会の決議や取締役の互選等による代表取締役の選定等を行った上、その旨の変更の登記を申請する必要がありますので、御注意ください。

福島地方法務局法人登記部門
福島県司法書士会